

30 西 審 使 第 4 号  
平成 30 年 6 月 11 日

西東京市教育委員会教育長  
木 村 俊 二 様

西東京市使用料等審議会  
会 長 米 田 正 巳

西東京市立学校施設使用料の適正化について（答申）

平成30年5月25日付30西教社第129号にて諮問のありましたこのことについて、本審議会で審議し、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 答申事項

- (1) 保谷中学校の校庭、テニスコート及び夜間照明設備に係る使用料を、別紙のとおり新設することが妥当である。
- (2) 学校施設（けやき小学校、青嵐中学校、保谷中学校）使用料の定期見直しにあたり、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成27年度改定版）」に基づき、使用料に係るサービスの原価計算を行い、学校施設の受益者負担割合の区分に基づく適正価格を算出し、近隣自治体の状況等を踏まえ検証を行った結果、現行の使用料金のままで据え置くことが妥当である。